

集落営農の組織化・農業経営の法人化や 経営改善、円滑な経営継承を支援します ～担い手経営発展支援事業～

1 農業経営の法人化等の支援

集落営農の組織化支援

支援対象

将来の法人化を前提に集落営農（任意組織）を立ち上げる者

支援内容

会計経理知識の習得や規約の作成などにかかる費用相当額を助成します

27年度
当初予算

20万円（定額）

※26年度
補正予算

30万円（定額）

集落営農・農業経営の法人化支援

支援対象

集落営農（任意組織）を法人化する者、地域農業に貢献する複数個別経営の法人化や農業法人同士が統合して新たに法人を立ち上げる者等

支援内容

定款作成や登記申請手続などにかかる費用相当額を助成します

27年度
当初予算

40万円（定額）

※26年度
補正予算

50万円（定額）

※26年度補正予算において、平成27年産のナラシ対策に加入できるようにするため、①法人化等が確実であると市町村が認める集落営農を組織した場合、②集落営農や複数の個別経営で法人を設立し、かつその法人が認定農業者の認定を受けた場合、交付単価を引き上げます。

交付ルート

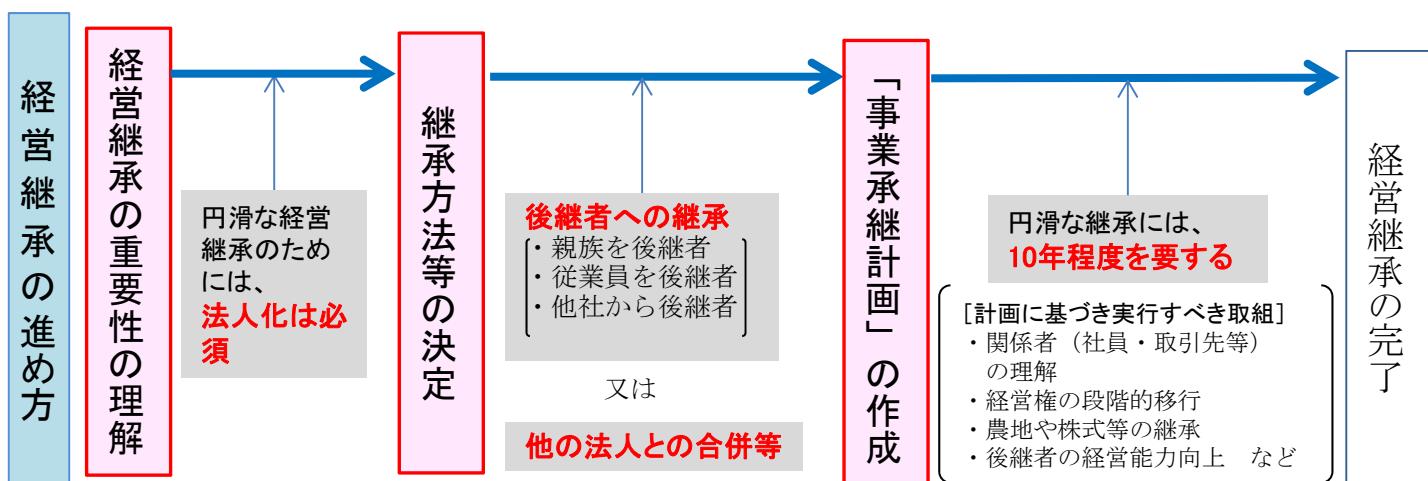


2 経営指標による自己チェックの促進

「新たな農業経営指標」は農業経営者の皆さんのが自らの経営改善のためにご活用いただけるものです。

インターネット上の「経営改善実践システム」で簡単に自己チェックに取り組めますので、是非ご活用ください。

3 担い手の経営継承円滑化支援



円滑な経営継承を行うためには、計画的な取組が不可欠です。経営継承のための事業承継計画を作成しましょう。経営継承のモデル的な取組を多くの皆様に広めるため、以下の取組を支援します。

(1) 専門家による相談・指導活動支援(補助率: 定額)

- ・経営継承問題を抱える農業経営者へ、税理士や中小企業診断士等の経営の専門家を派遣します。（都道府県が事業実施主体）
- ・派遣された専門家等が「事業承継計画」の作成を支援します。

(2) 農業経営者等を対象とする研修・セミナー開催支援(補助率: 1/2)

- ・税理士や中小企業診断士等の専門家が農業経営等を学ぶための研修・セミナーを開催します。（都道府県が事業実施主体）
- ・農業経営者の皆様にも研修・セミナーに参加していただき、経営継承の計画作りに役立てていただけます。

(3) 経営継承マニュアルの作成・配布(委託費)

- ・経営継承に関する農業経営者向けの分かりやすいマニュアルを作成します。

交付ルート

※(1)及び(2)の場合



お問い合わせ・ご相談は、お気軽に経営局経営政策課(☎ 03-6744-0577)までお電話ください。（※ 最寄の地方農政局、地域センターにもお気軽にご相談ください。）